

近世初期の「倒法」

——宋明文論の受容——

小野泰央

はじめに——『野槌』の「文法」——

林羅山は『徒然草』における文体の特徴を見出していた。『徒然草』において、

をりふしの移り変はるこそ、ものごとにあはれなれ。

(『徒然草』第十九段)

として、春から秋まで記して、

言ひ続くれば、みな源氏物語、枕草子などにことふりにたれど、同じことまたいまさらには言はじともあらず。おほしきこと言はぬは腹ふくるるわざなれば、筆にまかせつつあぢきなきすさびにて、かつ破り捨つべきものな

れば、人の見るべきにもあらず。

〔徒然草〕第十九段

として、秋と冬の間には『源氏物語』『枕草子』に見られるとする言を挿入することに対して、『野槌』では、次のように記す。

又此段、秋と冬との間に源氏枕草子の例をひく。是もゆるやかにしてつまらぬ筆法なり。

〔野槌〕上之二

この文章としての変化を羅山は「緩やかにして停滞しない」筆法であるとして評価する。羅山はこの規則的な羅列の中に変化を持たせることについて、別に論じている。すなわち、

賤しげなるもの。居たるあたりに調度の多き。硯に筆の多き。持仏堂に仏の多き、前裁に石、草木の多き。家の内に子孫の多き、人にあひて詞の多き、願文に作善多く書きのせたる。多くて見苦しからぬは、文車の文、塵塚の塵。

〔徒然草〕第七十二段

という『徒然草』第七十二段の「賤しげなるもの」を連ねた後に、「多くて見苦しからぬ」ものを加えたことについて、次のように記す。

此段おほくあしき物とよき物とをいひつらねて、其中に多くて見苦しからぬはといふ。これ文法也。古文にも此例あり。

詩七月ノ篇ニ、七月ニ在リ野ニ、八月在リ宇ニ、九月在リ戸ニ、十月蟋蟀入ニ我ガ床下ニ。張文潛ガ曰、於ニ七月已下ニ、皆不ニ道破セ、直ニ言テ十月一、方ニ言フ蟋蟀一、非シバ下深ニ於文章ニ者ニ、能ク為レ之ヲ邪。〔容齋隨筆十四〕

又曰、雲土夢作 又 。

用織字不在 玄 上、土字不在夢下。亦一倒法也。司馬遷作夏本紀改曰、雲夢土作 又 。烏足与知此。詩七月篇、七月在野、八月在宇、九月在戶、十月蟋蟀入我床下。

羅大經曰、張文潛云、詩三百篇雖云、婦人女子小夫賤隸所為、要之。非深於文章者不能作。七月以下皆不道破、至十月方言蟋蟀。非深於文章者、能為之耶。然是詩乃周公作。其超妙宜矣。「一貫 玉露」
莊子曰、砉然、騞然、奏刀、騞然。

林希逸云、砉然、騞然、騞然。皆是其用刀之声、却以奏刀兩字、安在中間文法也。如七月詩、八月在野、九月在宇、十月蟋蟀在我床下。亦是以蟋蟀字安在中間也。

莊子曰、以因、量乎沢若蕉。

林希逸云、本是若沢蕉、却倒一字、曰沢若蕉。此是作文奇処。雲沢也。夢亦沢也。雲夢昔皆為水、今有土、可耕不曰雲夢土作 又 、而曰雲土夢作 又 。玄亦織續、亦織、不曰玄續織、而曰玄織續。此文法也。

〔文章達徳綱領〕卷二「句法」〔造語〕

「禹貢曰、厥篚玄織縞（禹貢に曰はく、厥の篚は玄織縞）」は『書経』「禹貢」からの引用で、「玄」は黒色の繪、「縞」は白色の繪、「織」は細いということを意味する。だから語順を変えて「厥篚織玄縞（厥の篚は織の玄縞）」とするべきであるという。

「又曰、雲土夢作 又 （又曰はく、雲土夢作めて 又 まる）」も『書経』「禹貢」からの引用で、「雲」も「夢」もともに沢の名であるから、「雲土夢」となっているのは、「雲夢土作 又 （雲夢の土作めて 又 まる）」とあるべきであるということ。

「用織字不在 玄 上、土字不在夢下。亦一倒法也。司馬遷作夏本紀改曰、雲夢土作 又 。烏足与知此（織の字を用ゐて 玄 の上に在らず、土の字夢の下に在らず。亦一倒法なり。司馬遷夏本紀を作して改めて曰はく、雲夢の土作めて 又 まる）」と。

る、と。烏ぞ与に此を知るに足る」とするのは南宋・陳騷の『文則』からの引用で、「織」の字が「玄」の字の上になく、「土」の字が「夢」の字の下にないとするのは、そのことを示している。『史記』『夏本紀』に訂正したというのは『史記正義』『夏本紀』などに「雲夢土為治（雲夢の土治むるを為す）」としていることを指すか。

「詩七月篇、七月在野、八月在宇、九月在戸、十月蟋蟀入我床下（詩の七月篇、七月野に在り、八月宇に在り、九月戸に在り、十月蟋蟀は我が床下に入る）」に対して、「羅大経曰、張文潜云、詩三百篇雖云、婦人女子小夫賤隸所為、要之。非深於文章者不能作。七月以下皆不道破、至十月方言蟋蟀、非深於文章者、能為之耶。然是詩乃周公作、其超妙宜矣（羅大経曰はく、張文潜云はく、詩三百篇云ふと雖も、婦人女子小夫賤隸為す所、之を要す。文章に深き者に非ざれば作ること能はず。七月以下は皆道ひ破らず、十月に至りて方に蟋蟀と言ふは、文章に深き者に非ざれば、能く之を為さんや。然れば是の詩乃ち周公の作、其の超妙宜なるかな）」とするのは、『容齋隨筆』（卷十四）「張文潜論詩」に引く羅大経の『鶴林玉露』「甲篇卷五」の記述で、張文潜は、『詩経』「豳風」「七月」に「七月在野、八月在宇、九月在戸（七月野に在り、八月在宇に在り、九月戸に在り）」と記して最後に「十月蟋蟀入我床下（十月蟋蟀は我が床下に入る）」とするが、「七月在野」「八月在宇」「九月在戸」も皆蟋蟀のことを言っているにも拘らず、「蟋蟀」を七月の下に置いて下にかかるという形を取らず、十月に至って「蟋蟀」を挙げているとし、文章を深く理解している者でなければ、このようなことはできないとする。

「莊子曰、砢然、嚮然、奏刀、騞然（莊子曰はく、砢然たり、嚮然たり、刀を奏むこと、騞然たり）」に対して、宋・林希逸の『莊子口義』（卷二）「養生主第三」を引いて「林希逸云、砢然、嚮然、騞然。皆是其用刀之声、却以奏刀兩字、安在中間文法也。如七月詩、八月在野、九月在宇、十月蟋蟀在我床下、亦是以蟋蟀字安在中間也（林希逸云はく、砢然、嚮然、騞然。皆是れ其の刀の声を用いて、却りて奏刀の兩字を以て、中間に安在するの文法なり。七月の詩の、八月野に在り、九月宇に在り、十月蟋蟀は我が床下に在るのごときは、亦是れ蟋蟀の字以て中間に安在するなり）」とすのは、『莊子』「養生主第三」の「砢然、嚮然、奏刀、騞然」は、牛の手と肩と足と膝を包丁でさばいた時の皮と肉が離れる音をそれぞれ、「砢然」「嚮然」「騞然」とするが、その間に、「奏刀（刀を奏む）」という調子を

変える語が挿入されているということ。先に示した『詩経』「豳風」「七月」と共通する。

「莊子曰、以国、量乎沢若蕉（莊子曰はく、国を以て、量るに沢蕉のごとし）」について、林希逸の『莊子口義』（卷三）「人間世第四」を引いて「林希逸云、本是若沢蕉。却倒一字、曰、沢若蕉。此是作文奇処。雲沢也。夢亦沢也。雲夢昔皆為水。今有土可耕。不曰、雲夢土作父。而曰、雲土夢作父。玄亦織纈、亦織。不曰、玄織纈、而曰、玄織纈。此文法也（林希逸云はく、本是れ沢蕉のごとし、一字を却倒して、曰はく、沢蕉のごとし、と。此の是れ作文の奇処。雲沢なり。夢亦沢なり。雲夢昔皆水と為す。今土有りて耕すべし。曰はず、雲夢の土作めて父まる、と。而して曰く、雲土夢作めて父まる、と。玄亦織纈、亦織。曰はず、玄織纈、と。而して曰はく、玄織纈、と。此れ文法なり）」とするのは、『莊子』「人間世第四」の「死者以国、量乎沢若蕉（死者国を以て、量るに沢蕉のごとし）」というくだりの「沢若蕉」が本来は、「若沢蕉（沢の蕉のごとし）」の語順であるということ。さらに同様の例として、先に示した『書経』「禹貢」の「玄織縞」と「雲土夢作父」を挙げている。

『文章達徳綱領』で「一貫 玉露」とするのは、明・高琦の『文章一貫』「篇法第三」に『詩経』「豳風」「七月」、「字法第六」に『書経』「禹貢」の「玄織縞」と「雲土夢作父」が示され、南宋・羅大経の『鶴林玉露』「甲編・卷五」に『詩経』「豳風」「七月」が示されていることを言う。別に『文則』には『書経』「禹貢」の「玄織縞」と「雲土夢作父」も記されている。

『文章達徳綱領』ではさらにその前に、次のようにある。

春秋曰、吳子謁伐楚、門于巢卒。

公羊伝曰、門于巢卒者何、入門乎巢而卒也。

何休曰、吳子欲伐楚。過巢不假塗。卒暴入巢門。門者以為欲犯巢、而射殺之。君子不怨所不知、故与巢得殺之、若吳為自死文、所以彊守禦也。

然夫子先言「門」、後言「于巢」者、於文雖倒、而寓意深矣。

仲山甫誠婦于謝。詩曰、謝于誠婦。
隱盜所得器。左氏伝曰、盜所隱器。

於義皆不害。

春秋曰、隕石于宋五、六鷁退飛、過宋都。

論語曰、迅雷風烈必變。

此又一正一反法。

楚辭曰、吉日兮辰良、蕙肴蒸兮蘭藉、奠桂酒兮椒漿。

韓退之集中、羅池神碑銘有「春与猿吟兮、秋鶴与飛」

蓋相錯成文、則語勢矯健耳。

(『文章達德綱領』卷二「句法」[造語])

『夢溪筆談』と『文則』を引用した『文章一貫』に、『莊子口義』を加えた部分である。

「春秋曰」以下は、『春秋』襄公二十五年に「十有二月、吳子謁伐楚、門于巢卒(十有二月、吳子謁は楚を伐ち、巢に門して卒す)」とする「門于巢卒(巢に門して卒す)」に対して、『公羊伝』では「門于巢而卒者何。入門乎巢而卒也(巢に門して卒すとは何ぞ。巢に入りて門して卒すなり)」とし、その『春秋公羊伝注疏』に「吳子欲伐楚。過巢不仮塗。卒暴入巢門。門者以為欲犯巢、而射殺之。君子不怨所不知、故与巢得殺之。若吳為自死文、所以彊守禦也(吳子楚を伐たむと欲す。巢を過して塗を仮らず。卒に暴して巢に入りて門す。門は以為らく巢を犯さんと欲して、射して之を殺す。君子知らざる所を怨みず、故に巢と与に得て之を殺す。吳子のごとく自死の文を為し、以て守禦に彊む所なり)」とあることを引く。つまりは「入門乎巢卒(巢に入りて門して卒す)」とあるべきところを、語順を入れ替えて「門于巢卒(巢に門して卒す)」としているとする。ただし、これに対する評には、「然夫子先言「門」、後言「于巢」者、於文雖倒、而寓意深矣(然れば夫れ子先づ「門」を言ひて、後に「于巢」を言ふは、文に於いては倒すと雖も、而して寓意深し)」とあって、「門于巢(巢に門す)」だと寓意は深くなるとする。恐らく、「門」という語

を動詞で使うことによつて攻め入つたことを強調しているということを用意しているのだと考えられる。

「仲山甫誠帰于謝。詩曰、謝于誠帰（仲山甫誠に謝に帰る。詩に曰はく、謝に誠に帰る、と）」は、『詩経』「大雅」
「崧高」の「申伯還南、謝于誠帰（申伯南に還りて、謝に誠に帰る）」の「謝于誠帰（謝に誠に帰る）」とあるところが、本来は「誠帰于謝（誠に謝に帰る）」とあるべきということ。

「隱盜所得器。左氏伝曰、盜所隱器（盜の得る所の器を隠すは）」は、『左氏伝』昭公七年二月に「盜所隱器（盜の器を隠す所は）」とあるのが、「隱盜所得器（盜の得る所の器を隠すは）」とすべきであるということ。

「於義皆不害（義に於いては皆害せず）」とあるから、ともに儀においては問題ないとする。

「春秋曰、隕石于宋五、六鷁退飛、過宋都（春秋に曰はく、宋に隕石すは五、六鷁退飛して、宋の都を過ぐ）」は、『春秋』僖公十六年春に「王正月戊申朔、隕石于宋五。是月、六鷁退飛、過宋都（王正月戊申朔、宋に隕石すは五。是の月、六鷁退飛して、宋の都を過ぐ）」とあるところで、「隕石于宋、五（宋に隕石すは、五）」は「六鷁退飛（六鷁退飛して）」との関係でいうと、正しくは、「宋五石隕（宋に五石隕つ）」としなければならないということ。

「論語曰、迅雷風烈必変（論語に曰はく、迅雷風烈には必ず変ず）」は、『論語』「郷党第十」における「迅雷風烈必変（迅雷風烈には必ず変ず）」の「迅雷」は「雷迅」でなければならぬということ。

「此又一正一反法（此れ又一正一反の法）」とするのは、「六鷁退飛（六鷁退飛して）」が正しい一方で、「隕石于宋、五（宋に隕石すは、五）」として、「風烈」が正しい一方で、「迅雷」としていることを示している。

「楚辞曰、吉日兮辰良、蕙肴蒸兮蘭藉、奠桂酒兮椒漿（楚辞に曰はく、吉日の辰も良し、蕙肴を蒸し蘭を藉く、桂酒と椒漿とを奠ふ）」は、『楚辞』「九歌」「東皇太一」の「吉日兮辰良（吉日の辰も良し）」と「蕙肴蒸兮蘭藉、奠桂酒兮椒漿（蕙肴を蒸め蘭を藉き、桂酒と椒漿とを奠ふ）」を指し、前者が「吉日兮辰良（吉き日の良き辰）」とあるべきところで、後者は「蒸蕙肴兮藉蘭、奠桂酒兮椒漿（蕙肴を蒸して蘭を藉き、桂酒と椒漿とを奠ふ）」とあるべきところ（ということ）。

「韓退之集中、羅池神碑銘有「春与猿吟兮、秋鶴与飛」(韓退之の集中、羅池神の碑銘に「春に猿と与に吟じ、秋に鶴与に飛ぶ」)は、韓退之の「柳州羅池廟碑」にある句で、「春与猿吟兮、秋与鶴飛」(春に猿と与に吟じ、秋に鶴と与に飛ぶ)とあるべきところ。

「蓋相錯成文、則語勢矯健耳(蓋し相錯して文を成せば、則ち語勢矯健のみ)」とあるのは、後述するように『夢溪筆談』(卷十四「藝文一」)における評である。語が錯綜すると、語勢が強くなるとする。

「倒法」とはつまり語句の順を転倒させることで、転倒させる語は語単位でもあり、語句単位でもある。羅山は、このことを理解して、その「倒法」と『徒然草』における連続する中に異質な事柄を置く章段とを結びつけたのである。

二、『梅村載筆』の「倒句法」

「倒法」はまた、惺齋談羅山筆とされる『梅村載筆』にも列挙される(1)。次のごとくである。

倒句ノ法ニ、吉日辰良トハ、楚辭ニアリ。

餘菽藿美ト云、史記張儀伝ニアリ。

其外退之ガ春猿秋鶴等ノ句ヲ引キテ、筆談・鶴林玉露ニミエタリ。

又左思蜀都賦ニ朔別期晦ト云ヘアリ。朔別晦期トカウベキヲ、此ノゴトク倒セリ。

(『梅村載筆』)

「吉日辰良」と「春猿秋鶴」とは、先に示した『夢溪筆談』と『文則』によった『文章一貫』を引用する『文章達徳綱領』卷二「句法」に示される。『梅村載筆』ではさらに、『夢溪筆談』と『鶴林玉露』にあるとするが、これは『夢溪筆談』(卷十四「藝文一」)に

韓退之集中「羅池神碑銘」有「春与猿吟兮、秋与鶴飛」、今驗石刻、乃「春与猿吟兮、秋鶴与飛。」古人多用此格。如『楚詞』「吉日兮辰良」、又「蕙肴蒸兮蘭藉、奠桂酒兮椒漿」、蓋欲相錯成文、則語勢矯健耳。杜子美詩、「紅稻啄餘鸚鵡粒、碧梧棲老鳳凰枝」此亦語反而意全。韓退之「雪詩」「舞鏡鸞窺沼、行天馬度橋」亦效此体、然稍牽強、不若前人之語渾成也（韓退之の集中の「羅池神の碑銘」に「春に猿と与に吟じ、秋に鶴と与に飛ぶ」と有るを、今石刻を驗するに、乃ち「春に猿と与に吟じ、秋に鶴与に飛ぶ」。古人多く此の格を用ゐる。『楚詞』の「吉日の辰も良し」、又「蕙肴を蒸め蘭を藉き、桂酒と椒漿とを奠ふ」のごときは、蓋し相錯して文を成せば、則ち語勢矯健のみ。杜子美の詩の、「紅稻を啄み餘す鸚鵡の粒、碧梧に棲み老ゆ鳳凰の枝」は此れ亦語反して意全き。韓退之「雪詩」の「鏡に舞ふ鸞沼を窺ひ、天を行く馬橋を度る」は亦此の体に效ふも、然も稍牽強なれば、前人の語の渾成なるにしかざるるなり）

とあるところと、『鶴林玉露』（甲編・卷一）に

史記、張儀論韓地險惡曰、「民之食、大抵飯菽藿羹」。此倒句也。昌黎文「春与猿吟兮、秋鶴与飛」「淮之水舒舒、楚山直叢叢」、亦此類（史記に、張儀韓地の險惡を論じて曰はく、「民の食、大抵飯に菽藿の羹なり」と。此れ倒句なり。昌黎の文の「春に猿と与に吟じ、秋に鶴与に飛ぶ」「淮の水舒舒として、楚山直だ叢叢なり」、亦此の類なり）

とあるところを指す。

「史記、張儀論韓地險惡曰、「民之食、大抵飯菽藿羹」（史記に、張儀韓地の險惡を論じて曰はく、「民の食、大抵飯に菽藿の羹なり）」とは、『史記』「張儀伝」に「張儀去楚、因遂之韓、說韓王曰、「韓地險惡山居。五穀所生、非菽而麥。民之食、大抵飯菽藿羹（張儀楚を去り、因りて遂に韓に之き、韓王に説きて曰はく、「韓地は險惡にして山居

す。五穀生ずる所は、菽に非ずば麥なり。民の食、大抵飯は菽藿の羹なり」とある所を問題としていて、「民之食、大抵飯菽藿羹（民の食、大抵飯は菽藿の羹）」だと不自然な文脈になってしまふということ。この「飯」の字を「豆飯」にする本もあり、これを採用すると「民食、大抵豆飯菽藿羹（民の食、大抵豆の飯と菽藿の羹）」となって意味が対応する。

『梅村載筆』の「左思蜀都賦二朔別期晦ト云ヘアリ。朔別晦期トカウベキヲ、此ノゴトク倒セリ」とは、『文選』巻四「蜀都賦」に「朔別期晦（朔に別れ期すに晦）」とあることを指し、「朔別晦期（朔に別れ晦に期す）」とあるべきことを示す。

羅山の「惺窩先生行状」には、

故^ニ摺^ヒ羅^ニ集^メ古今^ノ名公^ノ詩話^ヲ文評^ヲ、撰^ビ著^{ハシ}達德^録綱領^{若干}卷^ヲ。（卷四十「惺窩先生行状」）

としているから羅山は『文章達德綱領』を読んでいてその典拠を理解していたことが分かるが、一方で『梅村載筆』にも記されているから、羅山は惺窩から直接「倒法」を語り伝えられていたことが理解される。

三、『林羅山文集』の「倒法」

『文章達德綱領』巻二「句法」の「倒言」は『林羅山文集』巻六十六「随筆二」にも論じられている。次のことである。

郭象曰^{ハク}、莊子^不経^{ナレドモ}為^リ二百家^之冠^一。韓愈^進学^解ニ云^{ハク}、下逮^ニ莊騷^ニ「離騷也」。柳宗元^与フル^ニ章中^立ニ書^ニ參^{ヘテ}之^ヲ莊老^ニ「老子也」。以^テ肆^{ニス}其^ノ端^ヲ。林希逸^曰ハク、東坡^一生^ノ文字^只從^レ此^悟入^ス。大藏^經五百四

十函皆自_リ此_ノ中_一、紬繹_シ出_ス。姑_ラ採_リテ_ニ其_ノ奇_{ナル}者_ニツヲ、以_テ記_ス于_此。養生主_ノ篇_ニ曰_{ハク}、庖丁_ヲ為_メニ文惠君_ガ解_クレ牛_ヲ、手_ノ所_レ觸_ルル、肩_ノ所_レ倚_ル、足_ノ所_レ履_ム、膝_ノ所_レ踣_ム、肱_然、騞_然、奏_ルコト_レ刀_ヲ、騞_然タリ云云。林希逸_ガ口義、看嚮騞、皆是_レ用_ルレ刀_ノ之_レ聲、却_テ以_テ奏_ムル_レ刀_ヲ兩_ノ字_ヲ、安_ニ在_ス中間_ニ。一_ニ文法也。如下_ノ七月_ノ詩、八月_在リ_レ野_ニ、九月_在リ_レ字_ニ、十月_{蟋蟀}入_ルル_ノ中_ニ我_ガ床_ノ下_ニ。亦是_レ以_テ蟋蟀_ノ字_ヲ在_リ中間_ニ、余案_ズル_ニ毛詩_ノ國風_邠七月_ニ云_{ハク}、七月_在レ_野ニ、八月_在レ_宇ニ、九月_在レ_戸ニ、十月_{蟋蟀}入_ルル_ニ我_ガ床_ノ下_ニ。鄭箋_ニ云_{ハク}、自_リ七月_在レ_野ニ、至_ル十月_入ル_ニ我_ガ床_ノ下_ニ、皆謂_フ蟋蟀_ヲ也。張文潛_論ジテ_ニ此_ノ詩_ヲ曰_{ハク}、非_シンバ_下深_キ於_ニ文章_ニ者_ニ、能_ク為_{セン}ヤ_レ之_ヲ耶。如_キ七月_在レ_野ニ、至_ル七月_在レ_野ニ、於_テ七月_已下_ニ、皆不_レ道_破セ、直_ニ言_テ二十_月ト、方_ニ言_フ蟋蟀_ト、非_シンバ_下深_キ於_ニ文章_ニ者_ニ、不_レ能_ハレ_作ル_{コト}云云。更_ニ雖_モ有_リト_ニ容齋_之論_一、吾_レ不_レ取_ラ之_ヲ。梧巢_惠鳳_曰ハク、凡_レ作_ルレ_文者_依此_ノ宛丘_張先生_之語_ニ、一_レ玩味_{自得}セバ_{自然}ニ游_{バシ}ニ轡_於文章_之場_ニ、有_{ラン}三_可キ_レ觀_ル之_餘態_一矣。人間_世篇_ニ曰_{ハク}、顏回_曰ハク、衛_ノ君_輕シク用_ヒ其_ノ國_ヲ、輕_{シク}用_ヒ民_ノ死_ヲ、死_ル者_以テ_レ國_ヲ量_ルニ乎_汎若_シ蕉_ノ。民_其レ無_シ如_ニス_ルコト_矣。口義_ニ曰_{ハク}、量_ルニ其_ノ國_中ヲ、前後_見タル_レ殺_サ者_ノ、若_ク此_中之_蕉ノ_然リ、謂_フ輕_シズ_ルコト_レ民_ヲ如_キ草_芥ノ_一也。本_ト是_レ若_シ沢_蕉ノ_一、却_倒シテ_ニ一_字ヲ、曰_フ沢_ノ若_シ蕉_ノ。此_レ是_レ作_ルレ_文ヲ_奇処_云沢_也。夢_モ亦_沢也。雲_夢昔_皆為_リ水_也。今_有リ_レ土_可シ_レ耕_ス。不_レ曰_ハ雲_夢土_作サント_レ又_ムベ_ク、而_曰フ_ニ雲_土夢_作サント_レ又_ムベ_ク也。案_ズル_ニ尚_書禹_貢曰_{ハク}、荊_及衡_陽、惟_レ荊_州雲_土夢_作サム_ムベ_ク。又_曰ハク、海_岱及_淮、惟_レ徐_州厥_篚玄_織也。注_ニ云_{ハク}、玄_ノ黑_繪、縞_ハ白_繪、織_ハ細_也。織_在リ_レ中_ニ、明_ケシ_ニ物_皆當_レ細_カル_也。天台_ノ陳_騷曰_{ハク}、用_ニ織_ノ字_ヲ、不_レ在_ラニ_玄ノ_上ニ、土_ノ字_不レ_在ラ_ニ夢_ノ下_ニ、亦_一倒_法也。司_馬遷_作ニ_夏ノ_本紀_ヲ、改_メテ_曰ハク、雲_夢土_作サム_ト又_ムベ_ク、鳥_足ラン_ニ与_ニ知_ルニ_此ヲ。其_餘文字_奇妙_者甚_多シ、而_且ツ_只取_テ似_{ラル}ル_ニ乎_詩書_ニ之_{文字}二_端上_以紀_{スコト}于_此一如_シレ_此ノ。

(『林羅山文集』卷六十六「隨筆二」)

郭象『莊子注』の「莊子注原序」や『莊子口義』の「莊子口義原序」、韓愈「進学解」、柳宗元「答韋中立論師道

書』を引いて『莊子』が如何に勝れているかを二例挙げて示すとす。『莊子』「養生主篇」の「砉然、騞然、奏刀、騞然」、『詩經』「豳風」「七月」の「八月在野、九月在宇、十月蟋蟀入我床下」、『莊子』「人間世篇」の「沢若蕉」、『書經』「禹貢」の「雲土夢作乂」「玄纁纁」はすでに示したとおり『文章達徳綱領』に示されている。

羅山は、卷七十二「随筆八」でもこのことをさらに次のように論じる。

詩ノ序ニ曰ハク、詩ニ有リニ六義一曰ハク、風雅頌賦比興。周礼ニ云テニ六詩ト、不レハニ云ハニ六義ト何ソヤ也。子夏叙スレ詩ヲ。故ニ云フ有リトニ六義一可也。周礼其ノ上不レ言ニ詩ノ事ヲ。故ニ云ヒテニ六詩ト、而不レ云ハニ六義ト。亦タ可也。朱子謂ラク風有リテニ賦比興一、而雅頌ニ有リニ賦比興一。故ニ風ト与ノ雅頌ニ之間有リニ賦比興一。余思フニ古人下スレ字ヲ之意精哉。又思フ禹貢之玄纁纁・雲土夢、是レ文法也。又思フ莊子云テニ三月聚ムトニ糧ヲ、不レニ云ハレ聚ムトニ三月之糧ヲ、云ニ沢ノ若シ蕉ノ、不レニ云ハレ若シトニ沢ノ蕉ノ、是レ文法也。

(『林羅山文集』卷七十二「随筆八」)

『毛詩』大序で「六義」を「六詩」とした例を挙げて、『周礼』では詩を論じるのに「六詩」と言つて「六義」とは言わず、子夏は詩を論じるのに「六義」と言つたとする。加えて、朱熹は「風」と「雅頌」にそれぞれ「賦比興」があり、つまり「風」と「雅頌」の間に「賦比興」があると考へたとして、古人の用字が精緻であるという関連で、再び『莊子』の「沢若蕉」と『書經』の「雲土夢」と「玄纁纁」を示す。ともに下に來る字を変化させている例である。ここでは新たに『莊子』「逍遙遊篇」に「適千里者、三月聚糧（千里に適く者は、三月糧を聚む）」の「三月聚糧（三月糧を聚む）」は「聚三月之糧（三月の糧を聚む）」とあるべきとする例を加えている。

四、『活所備忘録』の「造語」

羅山と同じく惶窩に師事した那波活所も倒法を記している。『活所備忘録』卷十二に「林道春老人所著野槌引用之

事跡也（林道春老人の著はず所の野槌に引用せし事跡なり）」として、『野槌』第七十二段に引かれている一連が次のように示される。

詩七月篇、七月在野、八月在宇、九月在戸、十月蟋蟀、入我床下。張文潜曰、於七月已下、皆不道破、直至十月方言蟋蟀、非深於文章者能為之邪〔容齋隨筆十四〕。莊子人間世云、沢若蕉、希逸口義云、本是若沢蕉、却倒一字、曰沢若蕉、此是作文奇処雲沢也。夢亦沢也。雲夢昔皆為水、今有土、可耕不曰雲夢土作父、而曰雲土夢作又。玄亦纖纈、亦纖、不曰玄纈纈、而曰玄纖纈、此文法也。莊子養生主云、庖丁為文惠君解牛、手之所触、肩之所倚、足之所履、膝之所踣、砉然、騞然、奏刀、騞然。口義云、砉然騞然騞然皆是其用刀之声却、以奏刀兩字安在中間文法也。

これ以前にも、『野槌』が引く漢籍が羅列されているから、活所は『野槌』と漢籍の關係に注目していたことが理解される。同時に、『文章達徳綱領』における文論をも理解していたと考えられ、『活所備忘録』に次のように語法が示されている。

不謂紅落、而落紅、不謂落黃、而黃落。古人造語之不苟也可見矣。一日園中、識得此意。（『活所備忘録』卷十四）
左隱七年、「冬、王使凡伯來聘。還。戎伐之于楚丘、以歸」。若他人造語、「還」字必下一兩字。（『活所備忘録』卷十八）

これらは、『文章達徳綱領』にも示されている「造語」、特に「倒字」について論じる。

「不謂紅落、而落紅、不謂落黃、而黃落。古人造語之不苟也可見矣。一日園中、識得此意（紅落と謂はずして、落紅、落黃と謂はずして、黃落。古人造語の不苟たるは見るべきか。一日園中に、此の意を識り得る）」とするのは、

「紅落」と言わないで「落紅」と言い、「落黄」と言わないで「黄落」とすることがあるという。語順を転倒させることがあるとするのは、先に見た「倒法」である。

「左隠七年、「冬、王使凡伯來聘。還戎伐之于楚丘、以歸」。若他人造語、「還」字必下一兩字（左の隠七年に、「冬、王凡伯をして來聘せしむ。還るとき戎之を楚丘に伐ちて、以て歸る」と。他人の造語のごときは、「還」の字必ず一兩字を下す）」とは、『春秋』隱公七年三月の「冬、天王使凡伯來聘。戎伐凡伯于楚丘、以歸（冬、天王凡伯をして來聘せしむ。戎凡伯を楚丘に伐ち、以て歸る）」に対して『左氏伝』に「冬、王使凡伯來聘。還。戎伐之于楚丘、以歸（冬、王凡伯をして來聘せしむ。還る。戎之を楚丘に伐ちて、以て歸る）」とあることが、「還」の時の下に一、二字あるはずであるとす。『還』だけでは意味が曖昧で、「還時」などの文字が必要となるということ。

これまで論じてきた「倒法」は『文章達徳綱領』卷二に「句法」「造語」とあるからそれは「造語」でもある。活所も「造語」を次のように記している。

造語有正變。墨磨人、變語也。人磨墨、正語也。事有常變。老而鬚白、常也。顔子三十而髮白、漢高美鬚髻、變也。有聲者之報晴、常也。老杜詩鐘鼓報新晴、是也。余劄此句云、來雁報新晴、歸心慕地生、壯年在武江而作也。或問、雁之報晴出何書。答曰、古今之書博矣。不知其有無、而我未之觀也。若觀之我不造此句矣。觀而造之、是舐咳唾也。余雖不肖不倒于此、公之意謂、無出處則不可也。余之用意、興公天淵。又余詩云、天寶玉皇垂白鬚。或問、玄宗白鬚、出何書。余答曰、不見。按天寶年中、愛楊妃之日、必白鬚矣。後質之惺箇先生、先生以余言為好、嗚呼微先生、則我豈識破造語之法耶。

（『活所備忘録』卷二十）
問「正當之語之出處、不具一隻眼者也。至于變語、則不知出處而問焉也。」

（『活所備忘録』卷二十）

「造語有正變。墨磨人、變語也。人磨墨、正語也（造語に正變有り。墨人を磨くは、變語なり。人墨を磨くは、正語なり）」とは、蘇東坡の「次韻答舒教授觀余所藏墨」に「非人磨墨磨人（人墨を磨くに非ず墨人を磨く）」とする

句を指す。「人磨墨（人墨を磨く）」が本来の形で、「墨磨人（墨人を磨く）」はそれを変形させた形であるという。

「顔子三十而髮白（顔子三十にして髮白し）」は容易に出典を見出すことができないが、『孔子家語』（卷九・七十二弟子解第三十八）に「顔回魯人、字子淵。年二十九而髮白、三十一早死（顔回は魯人、字は子淵。二十九にして髮白く、三十一にして早く死す）」とあることの変型か。「漢高美鬚髯（漢高の美し鬚髯）」は、『史記』（高祖本紀）に「高祖為人、隆準而龍顏、美須髯、左股有七十二黑子（高祖の為人、隆準にして龍顏、須髯美しく、左の股に七十二の黒子有り）」とあることが近い。ともにこれらは「変」であるとする。

「有声者之報晴、常也。老杜詩鐘鼓報新晴、是也（声有る者の晴を報ず、常なり。老杜の詩の鐘鼓新晴を報ず、是なり）」は、杜甫の「院中晚晴懷西郭茅舍」に「復有楼台衝暮景、不勞鐘鼓報新晴（復た楼台暮景を衝むこと有らば、勞せず鐘鼓新晴を報ずることを）」とある。鐘の音が晴れを知らせてくれるという。これは「常」であるという。この表現に基づいて活所は

来雁報新晴 来雁 新晴を報じ

歸心驀地生 歸心 驀地にして生ず

という句を作ったという。

「造語」の「正語」「変語」は『文章達徳綱領』卷二「句法」「造語」に「造語十四法」として次のようにある。

正語

書曰、咨、汝羲暨和、期三百有六旬有六日、以閏月、定四時、成歲。

春秋曰、六鷁退飛過宋都、隕石于宋五。

此皆正其事、而順語之也。

変語

書曰、日中星鳥

又曰、宵中星虛

又曰、正月上日

又曰、月正元日

又曰、正月朔旦

これは元・陳繹曾の『文説』を踏まえたところで、「正語」の「咨、汝義暨和、期三百有六旬有六日、以閏月、定四時、成歲（咨、汝義暨び和、期は三百有六旬有六日にして、閏月を以て、四時を定め、歳を成す）」は確認できないが、「春秋曰、六鷁退飛過宋都、隕石于宋五（春秋に曰はく、六鷁退飛して、宋の都を過ぐ、宋に隕石すは五）」は『文説』では「春秋曰、六鷁退飛過宋都、隕石于宋（春秋に曰はく、六鷁退飛して、宋の都を過ぐ、宋に隕石す）」となっていて、先述の「倒法」が訂正されている⁽³⁾。

「変語」の方は「日中星鳥」が『文説』にないが、「日中星鳥」も「宵中星虛」もともに昼夜の時間が等しいことを意味し、「正月上日」「月正元日」「正月朔旦」はともに一月一日を意味し、それらが異なって表現されることを意味すると考えられる。

これら『文章達徳綱領』の「正語」「変語」に対して、活所の「正語」は本来の意味に沿った表現で、「変語」は逆説的な意味を持った表現ということになる。こう考えると、活所の「造語」における「正語」「変語」は『文章達徳綱領』とそれが依拠した『文説』の意味するそれとは違っていて、独自の概念であるといえる⁽⁴⁾。

結びに代えて——羅山隨筆の「倒法」——

『野槌』は、別に『徒然草』の文法として、『徒然草』が『枕草子』から受容した類聚章段を「書き連ね」と指摘して、『文章達徳綱領』巻三「叙事」の「文有目人之体、有列氏之体」に見られる単語の羅列と結びつける。それは、『枕草子』『徒然草』に見られる類聚章段と宋明文論を結びつけたことになり、羅山が『容齋隨筆』に倣って日本において初めて「隨筆」を本格的に書き、息子の読耕齋が初めて『徒然草』を「隨筆」と定義づけていることと合せて考えると、林家が日本における「隨筆」意識整形の嚆矢であるといえる(5)。

冒頭で示したように、同時に羅山は、その羅列に変化をもたらし、ことを、『詩經』『豳風』『七月』の「七月在野、八月在宇、九月在戸、十月蟋蟀入我床下」に見る「倒法」と関連させる。この『詩經』『豳風』『七月』のような「倒法」をあえて羅山の「隨筆」において「倒言」を見出すと次のようになる。

我家有^リ三^{十一}史三部。司馬遷^ガ史記、班固^ガ前漢書、范曄^ガ後漢書、陳寿^ガ三國志、唐太宗^ガ晉書、沈約^ガ宋書、蕭子顯^ガ南齊書、姚思廉^ガ梁書、姚思廉^ガ陳書、魏収^ガ隋書、李延寿^ガ南史北史、宋祁歐陽修^ガ唐書、歐陽修^ガ五代史、脱脱^ガ宋史遼史金史、宋濂等^ガ所^レ撰元史、總計二十一史也。(『林羅山文集』卷七十「隨筆六」)

中国の正史を羅列するが、「司馬遷史記」から規則的に記され、最後を「宋濂等所^レ撰元史」とする。「所^レ撰」は冒頭の「司馬遷史記」にあつて「司馬遷所^レ撰史記」とあることが本来の形であると考えることができるとする。

これ以外にも、羅山の文における語単位の転倒があつたり、羅山以外にも、読耕齋や鶯峰にも伝播していたりする可能性があるが、未見である。今後の課題となる(6)。

注

- (1) 『梅村載筆』は内国文庫蔵『梅村載筆』(二二一—二〇四(林家蔵))によった。
- (2) 浅山佳郎氏・大島晃氏・瀧康秀氏・長尾直茂氏「羅山隨筆抄訓釈稿(二)」(『漢文学解釈と研究』一〇号・二〇〇八年三月)に指摘されている。
- (3) 「咨、汝羲暨和、期三百有六旬有六日、以閏月、定四時、成歲(咨、汝羲暨び和、期は三百有六旬有六日にして、閏月を以て、四時を定め、歳を成す)」は加藤常賢氏(新釈漢文大系『書経上』(明治書院・一九八三年))によると、「有」の字は元來は「又」であったとされるから、それが「有」に直されていることを意味するか。
- (4) 那波活所の文論と宋明文論については、別稿を用意する。
- (5) 以上のことは、二〇二三年四月二二日に行われた第一五四回和漢比較文学学会例会(西部)(於神戸学院大学)において、『野槌』における「文法」―『徒然草』と宋明文論―と題して、口頭発表をした。
- (6) 久保忠夫氏「芭蕉の発句と倒装法」(『連歌俳諧研究』第十二号・一九五六年)、本間正幸氏「錯綜法」と天和・貞享期の俳諧―芭蕉の用例を中心に―(『連歌俳諧研究』第百三号・二〇〇二年)などに論じられる。靈元天皇の『麓木鈔』および飛鳥井雅章の『尊師問書』に杜甫の「紅稻を啄み残鸚鵡粒(紅稻啄残す鸚鵡の粒)」の句に対して「錯綜体」とするのは『詩人玉屑』卷三「錯綜句法」によると考えられるが、歌論や俳論における「倒法」も今後の課題とする。